

春日井市がん患者補整具購入費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、がん患者の治療と社会参加の両立を支援し、療養生活の質の向上を図るため、予算の範囲内で、がん患者の補整具（ウィッグ、医療用帽子、乳房補整具又はエピテーゼをいう。以下「補整具」という。）の購入に要する経費に対し助成金を交付することとし、その交付については春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。第7条において「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 交付申請日において、市内に住所を有する者
- (2) がんと診断され、その治療を受けた、又は現に受けている者
- (3) 過去に県内市町村から、同種の補整具について助成金の交付を受けていないこと。

(助成対象経費等)

第3条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成金の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 助成金の交付回数は、1人につき、助成対象経費ごとに1回とする。

(申請者)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として助成対象者が申請を行うものとし、助成対象者がやむを得ない理由で自ら申請を行うことができない場合に限り、他の者へ申請を委任することができるものとする。ただし、助成対象者が未成年の場合にあっては、申請者はその保護者とする。

(交付の申請)

第5条 申請者は、春日井市がん患者補整具購入費助成金交付申請書兼請求書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) がん治療を受けた、又は現に受けていること及びがん治療に伴う脱毛又は外科的治療等による乳房の変形又は眼、耳その他の顔の部位若しくは手指等の欠損を証明する書類
 - (2) 補整具の購入に係る領収書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する申請は、補整具を購入した日の翌日から起算して1年以内に行わなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに審査を行い、助成金の交付の可否及び交付額を決定するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、助成金を交付することを決定したときは春日井市がん患者補整具購入費助成金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないことを決定したときは春日井市がん患者補整具購入費助成金交付却下通知書（第3号様式）により、申請者に審査結果を通知するものとする。

(申請の取下げのできる期日)

第7条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期日は、交付決定通知を受けた日から10日を経過する日とする。

(助成金の交付)

第8条 市長は、第6条の規定に基づき助成金の交付決定をしたときは、当該決定を受けた者が指定する金融機関口座への振込みにより助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、虚偽その他の不正な手段により助成金の交付を受けた者に対して、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による助成金は、令和4年4月1日以後の補整具の購入について適用し、同日前の補整具の購入については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日井市がん患者補整具購入費助成金交付要綱の規定は、令和8年4月1日以後の補整具の購入についてについて適用し、同日前の補整具の購入については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市がん患者補整具購入費助成金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市がん患者補整具購入費助成金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

別表（第3条関係）

助成対象経費	助成金の額
ウィッグ（頭皮保護ネットを含む。）及び医療用帽子の購入費	助成対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、合計して2万円を上限とする。
補整パッド又は人工乳房（乳房再建術等により体内に埋め込まれたものを除く。）及びこれらを固定する下着の購入費	助成対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、合計して2万円を上限とする。
エپیテーゼ（外科的治療等による眼、耳その他の顔の部位若しくは手指等の欠損による外見の変化を補う人工の装具（人工乳房を除く）をいう。）の購入費	助成対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、合計して2万円を上限とする。